

地下水汚染の未然防止のための課題（論点）

- (1) 平成元年に水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）が一部改正され、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水の地下浸透規制や地下水質の常時監視等の規定を整備した。これにより、意図的、非意図的にかかわらず、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水の地下浸透が禁止された。また、平成8年には、有害物質により汚染された地下水に係る浄化命令や油に係る事故時の措置に関する規定を整備するなど、地下水質の保全を推進してきた
- (2) しかしながら、その後も工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例（平成20年度末現在累計1,234事例）のうち、原因施設等を特定又は推定した事例（626件）の汚染原因行為等の終了時期を調査した結果、平成元年度以降であるものが252件あり、水濁法改正により地下浸透規制制度等が導入された平成元年度以降も、汚染原因となった行為や事象があることが認められる。このことから、水濁法の現行制度が地下水汚染の未然防止の観点からは十分に機能していないおそれがある。
- (3) 現に確認されている地下水汚染事例は、有害物質の非意図的な浸透により発生していることが多いと推測されることから、地下水汚染の未然防止を図るためには、非意図的な浸透を防止する措置を検討することが重要である。
- (4) また、確認された汚染事例の原因となった施設等を調査した結果、水濁法の地下浸透規制の対象施設である特定施設に係るものとともに、規制の対象とされていない（特定施設ではない）貯蔵施設等からの物質の漏洩による地下水汚染の事例も確認されている。
- (5) 以上のことから、地下水汚染を防止するためには、現行制度に基づく規制に加え、以下のような非意図的な浸透を防止するためのきめ細かな措置を講ずることが必要ではないか。
- 現在規制対象となっていない施設が原因とされる汚染が生じていることから、水濁法の地下浸透規制の対象施設について検討する必要があるのではないか。
 - 単に地下浸透そのものを規制する現行法では地下水汚染の未然防止の実効

性があがっていないことから、施設周辺の床面等の構造、施設の点検・管理、取扱作業の適正化に係る措置について検討する必要があるのではないか。

(6) また、その場合、関係施設に対する他法令による規制や、既に行われている業界団体等における先進的な取組を考慮して検討する必要があるのではないか。

(7) なお、水濁法では、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を意図的に地下に浸透させる者に限定して、事前の設置届出義務や水質測定義務等を課しているが、当該届出事業場が原因と推定される地下水汚染は確認されていないことから、水濁法の規制に一定の効果があるものと考えられる。しかし、平成 20 年度末現在の届出事業場数はわずか 9 事業場しかなく、有害物質使用特定事業場（平成 20 年度末現在 14, 272 事業場）のわずか 0. 07%にすぎない。